

平成29年度 社会福祉施設に対する指導監査結果について

施設名	保育所 姫路保育園(分園含む)
設置者	社会福祉法人 夢工房(法人番号6140005004687) (本市監査対象外)
監査実施日	平成29年8月10日
文書による指摘事項の有無	無

前年度に実施した指導監査での文書による指摘内容のうち、改善予定又は未改善のもの	改善状況
<p>1 (1) 保育園内において第三者が提供する教育・保育プログラムが実施されているが、法人が利用者(園児)に対して提供する選択可能な付加的サービスとしての位置づけを確保する必要から、次の点を見直すこと。</p> <p>(ア) 保育所における付加的サービスの提供は園児のみを対象とすること。 園児以外にもサービスを提供している事業があったが、園児以外にも提供する場合、園に関係のない第三者の営利事業に対して、社会福祉施設を使用させていることになること。</p> <p>(イ) 付加的サービスの収支は、すべて施設会計に計上すること。 園内で園児に対して提供される付加的サービスは、契約形態の如何に関わらず、あくまでも園が実施主体となること。そのため、その収支は、すべて施設会計(法人本部会計ではない)に計上すること。なお、利用者に対するサービスの対価の負担を求める場合は、新制度における特定負担額(上乘せ徴収)又は実費徴収として処理すべきであること。</p> <p>(ウ) 事業者から施設使用料を徴収することは望ましくないこと。 付加的サービスの実施主体は園であり、使用料の徴収は外形上、直接処遇に係る施設設備を第三者へ賃貸していることと混同されうること。</p> <p>(2) 上記に関連して、平成22年から23年にかけて本市が指導した、園内での理事長(当時の専務理事)個人による塾運営について、過去に受けた報告内容に疑義が生じたため、次の点を報告すること。なお、報告に際しては、併せて、その説明内容が確認できる資料を提出すること。</p> <p>(ア) 当該個人事業の収支状況(事業者へのロイヤルティーの支払状況を含む)</p> <p>(イ) 当該個人事業で生じていた収益の処理方法</p>	一部改善済

平成29年8月10日現在